

## 核データ部会 核データニュース編集小委員会要領

平成24年3月20日 第25回核データ部会全体会議制定

(設置)

第1条 日本原子力学会核データ部会に核データニュース編集小委員会(以下「編集小委員会」 と称す)を設ける。

(目的)

第2条 編集小委員会は、核データに関する技術情報の普及促進のために、学会の部会活動の一環として「核データニュース」を定期的に発行し、核データ部会員間での情報交換を活性化することを目的とする。

(組織)

- 第3条 編集小委員会の委員長(以下「委員長」と称す)は、核データ部会長が核データ部会運営小委員会の編集担当委員の中から1名を選出し、核データ部会全体会議の承認をもって委嘱する。
  - 2 編集委員長は、部会編集担当を兼務する。
  - 3 核データ部会運営小委員会が、核データ部会に所属する部会員、有識者及び協力者から 編集小委員会委員(以下「委員」と称す)を選任する。
  - 4 委員の定員は特に定めない。
  - 5 全体会議において部会員の承認をもって編集小委員会を構成する。

(任期)

- 第4条 委員長及び委員の任期は次のとおりとする。
  - 1) 委員長の任期は2年とし、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。但し、再任は妨 げない。
  - 2) 委員の任期は特に定めない。

(職務)

- 第5条 編集小委員会は、第2条の目的を達成するために以下の項目の職務を行う。
  - 1) 委員長は、編集小委員会を代表して委員会の業務を総括する。また、委員との連絡調整に 努める。
  - 2) 委員長及び委員は、核データ部会運営小委員会編集と協調し、部会内の周知連絡を図るとともに、第2条の目的を達成するために活動する。
  - 3) 編集小委員会は、過去の核データニュースを基本として、掲載内容の設定や改訂を随時行

なう。

- 4) 委員長は執筆者に対して、核データニュースへの正式な執筆依頼を行う。
- 5) 編集作業として、執筆者からの入稿、校正、追加修正、差換え、刷上り原稿のやり取りは、メールにて行なう。
- 6) 編集小委員会における編集の合議、決定は、メールアドレス (AESJ-NDD-NDnews@ml.jaea.go.jp) にて行なう。
- 7) 掲載原稿の校正が終了したら、核データ部会ホームページに公開用の web ページを準備し 第6条に従って核データニュースの発行を行う。
- 8) 核データニュースの発行は、年3回(2月、6月、10月)実施する。

(報告)

第6条 編集小委員会にて取り纏められた情報は、情報共有のために核データ部会ホームページ 核データニュースに掲載するとともに、メールアドレス(AESJ-NDDml@ml.jaea.go.jp)にて 遅滞なく、部会員へ発行の旨を報告する。

(委員長と委員等の補充)

- 第7条 委員長が都合によりその職務を遂行できなくなったときは核データ部会運営小委員会の 編集委員の中から委員長を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
  - 2 委員の都合により欠員を生じたときは、適宜、編集小委員会が核データ部会に所属する 部会員、有識者及び協力者から委員を選出し、補充を行なう。
  - 3 委員長は、編集小委員会の代表として会を運営し、第4条に定める職務の遂行に尽力する。

(補則)

- 第8条 本要領に定めるものの他、活動に必要な事項は、核データ部会運営小委員会の定めるところによる。
  - 2 本要領および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、核データ部会運営小委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし、事前または事後に部会全体会議で報告しなければならない。

附則

- 1. 本要領の制定および改廃は、核データ部会運営小委員会で審議し、核データ部会全体会議において議決を経るものとする。
- 2. この要領は、平成24年4月1日から適用施行する。

改訂履歴

- ① 平成 22 年 4 月 1 日
- ② 平成24年3月20日 第25回核データ部会全体会議において改定